

Q2-3.日本からの輸出・輸入契約上の留意点について教えてください。

台湾の民法は売買に係る法律関係についての原則を規定しています。売買の当事者は、より詳細に双方の権利義務を明確に定めるため、別途売買契約を締結することができます。経常的な売買取引については、通常基本契約書を結んだ上で、発注書(purchase order)で後続の個別売買取引を取扱います。

買主、売主のどの立場で作成されたかにより、売買契約書の内容が異なることがあります。たとえば、買主は発注書を修正または取消す権利、検収、瑕疵担保、保証責任(およびアフターサービス)、遅滞責任、供給保証、最低価格の保証等の条項をより強調し、買主が取次販売者も兼ねる場合は、独占販売権および再授権を獲得できるように努める傾向があります。それに対し売主は、地域および顧客の区分け、支払条件、責任の制限(除外条項、賠償金額の上限)、拘束力を有する見込み(forecast)、最低購買量(minimum purchase quantity)、商標授権の制限等の条項をより重要視することになります。

売買契約の締結時に注意すべき事項

1. 購買手続

- (1) 発注書が成立する要件:例えば、発注書の成立には売主の何日以内の回答が必要等。
- (2) 配送条件:どのような貿易条件(Incoterms など参照)によるか。
- (3) 発注書の修正または取消期限:買主は発注書を修正または取消す権利があるかどうか。ある場合、その期限。
- (4) 発注書と売買契約書の内容に抵触がある場合、どちらを優先適用するか。

2. 支払条件

請求のタイミング、買主はいつ、どの通貨で支払うべきか、税金は誰が負担すべきか。

3. 検収手続

買主は貨物受領後の何日以内に検収を完了すべきか、検収基準および手続は何か。

4. 返品:包装に破損がある、または内容物、数量、仕様が規定と異なる等の場合、返品手続(Return Materials Authorization)の方法、関連の配送コストはどちらが負担するか。

5. 保守、保証:保守および保証の範囲になんらかの除外条項(例えば、不当な使用、自らの改造等)があるかどうか、買主はいかなる費用(例えば、部品の原価)を負担すべきか。

6. その他:

(1) 引渡予定量

買主は定期的に引渡予定量を売主に提供する義務があるかどうか、当該見積もりは拘束力を有するか、それとも生産時の方針決定の参考として売主に供するのみのものなのか。

- (2) 最低購買量  
買主は最低購買量の購買義務を有するかどうか、最低購買量に達しない場合の対処方法。
  - (3) 最低価格の保証  
売主は最低価格の保証義務を有するかどうか。ある場合、差額をどのように調整するか。
  - (4) 生産停止または製品更新の通知: 売主に生産停止、または製品更新の計画がある場合、予め買主に通知しなければならないかどうか。買主の生産停止または製品更新前の発注最終期限。
  - (5) 買主の製造器具の提供: 買主が製造器具を提供する場合は、所有権の帰属、売主の使用範囲および返還事項を約定しなければならない。
7. 責任制限  
売主の賠償責任には金額の上限(知的財産権の権利侵害、守秘義務の違反等の事項については責任の上限はないことを約定できる)があるかどうか。
  8. 違約事由および対処方法  
引渡の遅滞、瑕疵製品がある場合、またはそれが原因で買主を営業停止に至らしめた場合、それぞれの損害の計算方法。
  9. 紛争の解決方法  
一国の法律のみを準拠法にすることができる。また、訴訟か仲裁かを問わず、原告の被告人の所在国における訴訟提起または仲裁申請の提起を考慮することができます。

**お願い:**

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。